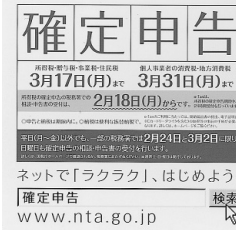


町民税・所得税

申告は正しくお早めに!

申告には、それぞれ必要な書類がありますので、ご不明な点がありましたら、事前にお問合せください。
申告は「自書申告」をお願いしています。
申告期限間近になりますと、受付は大変混雑しますので、申告はお早めをお願いします。
ご理解とご協力をお願いします。



町民税の申告

問合せ/税務課 町民税担当 ☎991-1833

町民税の申告書を送付します

昨年の申告実績をもとに、町民税の申告書を1月下旬に郵送しました。郵送されていない方で必要になった場合は、税務課や申告会場に用意してあります。
町民税の申告書が送付された方で平成19年中に所得がなかった方は、その旨を申告書の備考欄に記入し、申告してください。

申告が必要な方

- 平成20年1月1日現在、松伏町内に住所があり、次に該当する方です。
- ①事業所得(営業等・農業)、不動産所得、雑所得(公的年金など以外)、一時所得のあった方
- ②給与を2か所以上から受けている方
- ③平成19年中に退職し、年末調整が済んでいない方
- ④給与所得のみの方で、
 - (1)勤め先から給与支払報告書が町に提出されていない方
 - (2)日雇・アルバイト・事業専従者などで所得税の源泉徴収を受けなかった方
 - (3)医療費控除等を受ける方
- ⑤源泉徴収票に記載された各種控除を変更される方(控除の追加・訂正など)
- ⑥給与所得以外に他の所得があった方
- ⑦松伏町内に事務所・事業所・店舗・家屋敷等のある方で、町内に住所のない方
- ⑧遺族年金・障害年金・失業給付等の非課税収入のみの方
- ⑨所得がない方で、
 - (1)どなたの扶養にもなっていない方
 - (2)別世帯の方に扶養されている方

申告が不要な方

町民税・県民税は、多少にかかわらず全ての収入を申告する必要がありますが、次に該当する方は申告する必要はありません。

- ①すでに所得税の確定申告を済まされている方
- ②昨年中の勤め先が1か所、勤め先から町へ給与支払報告書が提出されている方

申告をしないとこんな時に困ります

後日、各種証明書(課税、所得、納税などの証明書)が必要になったとき(年金や児童手当などの受給申請、金融機関からの融資を受ける場合など)に発行できません。必ず3月17日(月)までに申告をお願いします。

申告の時に必要なもの

- 印かん
- 給与所得者は平成19年分の源泉徴収票又は支払証明書
- 事業所得者、不動産所得者は、収支のわかる帳簿など(平成19年分の集計をしてきてください)
- 年金所得者は平成19年分の源泉徴収票
- 社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険)、生命保険料、損害保険料などの支払証明書
- 障害者控除を受けられる方は障害者手帳など(65歳以上で寝たきり状態にある方も、予め町の認定を受けることにより、障害者控除を受けることができます)。
- 勤労学生控除を受けられる方は、学生証など
- 還付申告の場合は、本人名義の金融機関の口座番号

町民税申告受付日程

受付：午前9時～11時30分、午後1時30分～3時30分

日程	受付対象者など	会場
2月5日(火)	築比地(申告相談)	農村トレーニングセンター
6日(水)	金杉・魚沼(申告相談)	
7日(木)	大川戸(申告相談)	大川戸農村センター
8日(金)	上赤岩・下赤岩(申告相談)	赤岩農村センター
2月18日(月)～19日(火)	給与収入で還付申告の方	役場 第二庁舎 3階 301会議室
2月20日(水)～25日(月)	年金収入のある方	
2月26日(火)～28日(木)	営業所得の方	
2月29日(金)～3月17日(月)(土・日を除く)	上記以外の方又は上記の日程で都合の悪い方	

※上記日程で都合の悪い方は、3月9日(日)も受付します。(役場 第二庁舎 3階 301会議室) 午前9時～正午

所得税の確定申告

問合せ/越谷税務署申告案内窓口 ☎965-8764

平成19年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は2月18日(月)から3月17日(月)までです(土・日曜日を除く)。なお、越谷税務署では、平日(月曜日～金曜日)以外でも、2月24日と3月2日の日曜日に限り、確定申告の受付を行っています。(現金納付の窓口業務は行いません。)

越谷税務署では、確定申告の必要があると思われる方に、確定申告書を送付しています。ただし、確定申告書が届かない方でも一定の要件に当てはまる場合には、確定申告書を提出する必要があります。

申告書はご自分で作成し、郵送などによりお早めに申告してください。

確定申告が必要な方

- 事業を行っている場合、不動産収入がある場合、土地や建物を売った場合などで、平成19年中の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額から、配当控除額を差し引いて残額のある方
- ※事業所得や不動産所得、山林所得があり、確定申告をする方(青色申告者は除く)は、「収支内訳書」を添付しなければなりません
- 給与所得者で次のいずれかの要件に該当する方
 - ①給与の年収が2千万円を超える方
 - ②2か所以上から給与の支払いを受けている方
 - ③給与の支払いを受けている方で給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
 - ④同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている方など
- なお、詳しくは国税庁ホームページで確認されるか、税務署におたずねください。

申告すれば所得税が戻る方

- 次のような場合は、確定申告書を提出することによって源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
- 源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、しかもその他の所得もあまり多くない方
- 給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けなかった方
- 年金収入(1か所からの支給)のみの方で、源泉徴収されている方
- 給与所得者で、次のような方
 - ①災害や盗難などにあった方
 - ②多額の医療費を支払った方(個人別・病院別の集計をしてきてください)
 - ③一定の要件に該当する寄付金を支払った方
 - ④住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入又は大規模な修繕・増改築をした方
- ※所得税の還付申告については、広報まつぶし1月号(4ページ)も参考にしてください
- なお、詳しくは国税庁ホームページで確認されるか、税務署におたずねください。

所得税申告受付日程

原則として土・日曜日は除きます。

越谷税務署

日程	受付時間	内容
1月4日(金)～2月15日(金)	午前9時～午後4時	還付申告全般
2月18日(月)～3月17日(月)		納税・還付の申告全般
休日受付	2月24日、3月2日 いずれも日曜日	

松伏町中央公民館(201・202研修室)

日程	受付時間	内容
1月30日(水)～31日(木)	午前9時30分～11時	・住宅借入金等特別控除 ・医療費控除 ・年金受給者の方 ・年末調整がお済みでない方
2月1日(金)	午後1時～3時	

役場(第二庁舎 3階 301会議室)

日程	受付時間	内容
2月18日(月)～3月17日(月)	午前9時～11時30分 午後1時30分～3時30分	納税・還付の申告全般 ※税理士相談 2月18日(月)～21日(木) ※営業所得の方 2月26日(火)～28日(木)
休日受付	3月9日(日)	午前9時～正午 納税・還付の申告全般

役場では、住宅借入金等特別控除、譲渡等による分離課税・損失・青色申告の相談及び受付はできませんので、ご注意ください。

納付期限と振替納税の利用について

確定申告による所得税の納期限は3月17日(月)です。申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税をご利用ください。

【振替納税を利用】

振替日(4月22日(火))に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。事前に口座の残高をご確認ください。

【現金で納付】

納期限(3月17日(月))までに金融機関又は所轄の税務署で納付してください。

【電子納税を利用】

自宅やオフィスのインターネット等を利用して電子納税をご利用いただけます。